

第6回 生駒市地域公共交通活性化協議会 会 議 録

開催日時 平成22年12月16日(木) 午前9時30分～午前12時00分

開催場所 生駒市役所4階 大会議室

出席者

(委員) 山下会長(代理:中田市長公室長)、喜多副会長、藤堂副会長、梅谷委員(代理:大久保課長)、倉橋委員(代理:小林課長)、西本委員、池田(誠)委員、立見委員(代理:東課長)、東委員(代理:村本補佐)、井山委員、城山委員、池田(健)委員、矢田委員、庄司委員、平地委員(代理:土本専門官)、佃委員

(事務局) 今井企画政策部長、奥谷生活環境部長、影林企画政策課長、米田生活安全課長、寺西土木課長、岡田企画政策課課長補佐、山本生活安全課係長、加納企画政策課係員、セントラルコンサルタント株式会社(樋口、岡本)、岸野都市交通計画コンサルタント(岸野)

欠席者 4名(岩橋委員、水本委員、森岡委員、土井委員)

傍聴者 なし

議 事

1 規約の改正について

<生駒市地域公共交通活性化協議会 規約(案)[資料1]>

<生駒市地域公共交通活性化協議会 規約 新旧対照表[資料1-2]>

2 地域公共交通連携計画の流れ等について

<地域公共交通総合連携計画策定の流れ[資料2]>

3 公共交通計画の検討について

<公共交通計画の検討[資料3]>

4 パブリックコメントについて

<「生駒市地域公共交通総合連携計画(素案)に対するパブリックコメント(案)について[資料4]>

<パブリックコメント募集依頼文[参考資料]>

5 地域公共交通活性化・再生総合事業に係る自己評価について

<平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業に係る自己評価について[資料5]>

【質疑応答】

議長： 今回の協議会は、前回第5回協議会と共に、計画づくりの根幹を成す2回の内の2回目という位置づけと考えている。前は、目標づくりや目指すべき将来像などについてご検討頂いたが、本日はそれを受けて、提供すべきサービス水準や路線計画・運行計画の考え方、整備ルールについて検討を頂きたい。あわせて、1月に予定しているパブリックコメントの内容についても検討を頂きたい。
まず、議事1の規約の改正について、事務局から説明して頂く。

事務局： <資料-1 説明（議事1）>

議長： ただいま事務局から規約の改正について説明頂いたが、ご了承頂けるか。

委員： 了承。

議長： 次に、議事2の地域公共交通連携計画の流れなどについて、事務局から説明して頂く。

事務局： <資料-2 説明（議事2）>

議長： 前回の協議内容に対して今後どのように対応していくかを説明して頂いた。協議内容については対応できない部分もいくつかある。例えば、行きたい病院に行くことが出来ているかどうかは、アンケート調査結果から判断することは難しい。但し、アンケート調査で全てを判断するのではなく、自治会へのヒアリングやパブリックコメントでご意見を頂く、あるいは計画を作って実際に運用していく中で分かってくることや市民に知らせて頂くこともあると思う。徐々に計画を良くしていく方法で進めていければと考えている。意見をいただきたい。

（特に意見なし）

議事3の公共交通計画の検討に入りたいと思うが、これは今日の審議の核になる部分となる。まず、私の持つ公共交通計画のイメージを最初にお話しておきたい。協議会で計画案を作ってパブリックコメントにかける訳だが、市民から自分の地区になぜ公共交通がこないのか、なんとかして欲しいという意見が多く出ると考えられる。その様な意見に個別に答えていくと、全体としての統一性、バランスが保たれないことになるため、それにお答えする時には、共通の考え方としてのこの計画案に基づいてお答えする必要がある。つまり、こういう考え方でこういう選び方をしているため、この地区はこういうことになるという様な説明をすることが基本と考えている。協議会では、そのための共通の判断基準、考え方を整理した計画を作っており、計画ができ、考え方が決まるとそれに基づき判断していくことになるため、今検討中の計画によって困っている地区が後回しになるということが無いような計画になっているかどうかを委員の皆さんにチェックして頂きたい。

それでは、資料3を事務局から説明して頂く。

事務局： <資料-3 説明（議事3）>

議長： 最初に申し上げたことを繰り返して言うようだが、例えば、ファーストフード店では、従業員のマニュアルを作成しており、従業員はマニュアルに沿ってやっている訳だが、そのマニュアル通りにするとどういう人にどういうサービスが出来るかが決まっている。それと同様に協議会でも、今マニュアルを作っていると考えて頂きたい。そのマニュアルに不備や偏りがあると、公共交通利用者から利用しにくいというクレームが出てくることになるため、公共交通を実際に利用する市民から出てくるご意見、疑問に答えることができるマニュアルになっている必要があるということ。パブリックコメントで出てくる意見、疑問に答えるのは協議会であり、出て

くるであろう意見や疑問を想定し、予め計画に盛り込んでおくことにより、市民の方もたくさん意見を出す手間を節約でき、またその分協議会としても対応を節約することが出来る。こういった意味でも、委員の皆さんには、今回の計画素案に対して市民がこんな疑問を抱くのではないかという指摘をして頂くとともに、それに対して説明が出来る計画になっているかをチェックして頂きたい。

また、市民は公共交通を利用するお客さんであるだけではなく、公共交通サービスを提供するオーナーでもある。そのため、サービスを受ける立場の市民として、いいサービスを提供してもらえらる計画となっているか、またサービスを提供する立場の市民として、いいサービスを提供できる計画となっているか、両面からチェックして頂きたい。

委員： 資料の3ページと6ページの費用負担についてだが、公共交通を走らせることにより利益を受ける商業施設などの事業者に利益応分の負担を求めることを計画に盛り込むことはできないか。

6ページの利用者の負担についてだが、私は妥当だと思うが、色々な考えを持った方がいるので、妥当性を明確に説明出来る様にしておいた方が良いのではないか。2ページに生活に必要な活動について定義されているが、記載されているのは非常に基本的な活動である。運行路線を検討する上では、その他の私用などにも配慮する旨の記載があっても良いのではないか。

事務局： 事業者に応分の負担を頂くことや利用者負担の妥当性については整理する。また、路線検討については、公共施設を視野に入れた上でルートを検討することを考えているので、一定の配慮はできていると考えている。

議長： 民間の商業施設などがメリットを受ける場合は、応分の負担してくださいという言い方もあるかもしれない。あるいは公共施設がメリットを受ける場合について、応分の負担をして下さいという場合は、それは税金（市負担）でということになるかもしれない。具体的なことを盛り込むことは難しいが、このようなことを今後考えていく必要があるということは明記しておいた方が良い。

また、その他の私用についてだが、健康で文化的な生活は精神的にも有効で、快適な生活を送るためには必要であるため、計画に盛り込んで欲しいと思う。

6ページの利用者の負担が妥当でない誤った判断がなされたり、また、15ページにA案、B案の運行費用を試算しているが、運行単価が変わるとA案、B案の選択順位も変わってくる可能性があるため、利用者の負担について根拠を示す必要がある。

数値については、市民の方が納得いく数値であるかどうかを、各委員それぞれの立場からチェック頂きたい。

事務局： 運行単価についてだが、計画を実行に移す際には事業者によって単価が異なるため、計画案の段階の単価と計画を実行する際の単価が異なるということが考えられるということをご理解頂きたい。そのことは資料にも明記しておく。

また、どのような目的の交通に対して市が関与するかということは難しいが、高齢者が生活していくうえで交流は非常に大事であると考えている。私用目的にはパチンコなど様々なものがあり、どこまで含めるかという線引きは必要ではあるが、買い物・通院だけを対象にするのではないということは承知したので、表現を工夫して資料に盛り込みたい。

委員： 18ページの地区区分についてだが、資料では2～3年以内、概ね5年後、10年以内

となっているが、1年、3年、5年ぐらいに設定することはできないか。

また、パブリックコメントまでに、要望が出されている16地区の半分でも良いので、協議会によんで、ヒアリングをすることができないか。

事務局： まず、地区区分についてだが、2～3年以内というのは、現在困っており、直ちに公共交通サービスを提供する必要がある地区と考えており、1年以内とすることと考え方は同じである。但し、公共の乗り物を導入するための法的な手続きなど、様々な手順を考えると必ずしも1年以内でできるかが分からず、1年と書いて1年以内に出来ないと問題になるため、2～3年としている。また、5年、10年というのは、悠長に構るという訳ではなく、人口の分析などをすると、5年後に高齢化が進む地区がある、あるいは10年後に問題が出てくるという傾向が出てきたため、5年、10年という区切りをしている。当然、5年以内の地区でも、3年後に大変なことになるという場合は、その時期に対応するべきだと思う。

議長： 市民の皆さんが2～3年以内、概ね5年後、10年以内という区分を見て、悠長に考えていると受け取るかなど、どのように感じるかが重要である。

委員： 資料では、「公共交通サービスの提供を検討する」と書いているが、「実施を検討する」ということと、「実施を目指す」ということとは違う。10年後に実施を検討すれば、実現は10年以上かかると市民は考える。実現という目を見た場合は、非常に長いと感じる。

議長： 文末に「検討する地区」と書くと誤解を招く。「2～3年以内に公共交通サービスの提供を開始できるよう、直ちに検討に着手する」とすれば、印象も変わるのではないか。検討時期と実現を目指す時期の両方を書いた方がよいのではないか。

委員： 単純に1年後実施を目指す、3年後実施を目指すと書いた方が分かりやすい。

委員： 乗合タクシーは、検討した後、実際に実施する場合、乗合免許の許可が必要となる等、手続きが必要であり、半年から1年はかかる。これ自体がおかしい制度と考えており、協議会で決まったことはすぐにやることができるという形に、手続きを簡単にしたい。

議長： 先の協議会で、連携計画では協議会で出来ることだけを書くのではなく、都市計画や国土交通省への要望も出すということを話していたが、今の手続きの話についても要望に盛り込んでどうか。要望の書き方についてはご意見を頂きたい。先ほどご意見のあった自治会へのヒアリングについて、事務局としてはどう考えているか。

事務局： スケジュール的には厳しい。要望書を頂いていることと、アンケートも実施していることから、一定程度意向は反映していると考え。今回の連携計画素案で一旦パブリックコメントを実施させて頂き、その結果を見て、ある地区については必要があるという場合は、機会を作らせて頂ければと思う。

議長： パブリックコメントと並行してヒアリングを実施し、計画案を取りまとめる際に、両方の意見を取り入れるということではどうか。

委員： スケジュールが厳しいとおっしゃったが、中身を充実し、市民が納得する計画を作ることが重要である。アンケートは4000枚配布して1000枚回収したとのことだが、人口12万人から見れば微々たる数字である。要望が出されている16の自治会から代表者を協議会によんで、今回の資料のデータを示して意見を聞くことは必要だと考えている。次回の協議会では難しいのか。

- 事務局： 次回の協議会は、パブリックコメントの後に予定している。
- 委員： ヒアリングをすることは要望を聞くということになるが、要望書が提出されており、それにより要望は伺っている。情報提供についてだが、協議会の資料は市のホームページで公表しており、また個々の自治会に協議会の情報は提供しても構わない。
- 委員： 公共交通を必要としている人はホームページを見ないのではないか。
- 委員： パブリックコメントの資料である連携計画素案に対する自治会としての意見を聞くのであれば、パブリックコメントと同じ扱いになる。他の市民と比べて特別扱いは良くないので、パブリックコメントの資料を16地区の自治会に配布し、意見を伺うことは可能と考える。
- 議長： 先ほどの意見は、パブリックコメントを出す前に、自治会から案を聞いて、修正した案をパブリックコメントに出して欲しいとおっしゃっていると思う。
- 委員： 自治会に意見を聞く必要はあると思うが、16地区の自治会だけに意見を聞くことは、特別扱いすることになると思う。
- 委員： 現在のパブリックコメントは、機能していない。パブリックコメントは、市民の意見を聞くことが目的であるが、現在は行政の都合の良い手段となっている。今回の資料の内容は協議会に参加して初めて理解することが出来るのであり、ホームページで公表するだけでは市民は理解することができない。遠回りになっても、ヒアリングを実施する必要があると考える。
資料の中に計画検討のケーススタディを示しているが、パブリックコメント実施時には16地区全ての計画案を出すのか。
- 事務局： パブリックコメントでは、計画のプロセスを示すことが目的であるため、1例ケーススタディで紹介し、各地区の計画については、19ページの表-9で提示することを考えている。
- 委員： それであれば、市民のほとんどは内容を理解できないと思う。
また、今日の資料のケーススタディでは収支が黒字となっているが、パブリックコメント資料で数値を出し、仮に黒字が見込まれる地区が出たとして、その全ての地区から、公共交通を導入して欲しいという意見が出てきた場合、どう対応するのかを考えておく必要がある。
- 委員： 広報紙でパブリックコメントを実施するというのを公表する。インターネットだけではなく、担当課の窓口などで市民の方が見ることが出来る。
市民のご意見を伺う方法としては、説明会を実施することが望ましいが、現在の素案を固める段階で説明会を実施するとそれが一人歩きし、混乱を招く可能性がある。
- 委員： 資料の内容を図で表すなど簡潔に分かりやすくできないか。今の資料では、ほとんどの人が理解できないと思う。また、それを自治会レベルには配布するなど、行政と市民との考え方をすり合わせる必要がある。
- 議長： 自治会の意見を反映した資料をパブリックコメントに出すという意見か、パブリックコメントはパブリックコメントで出して、自治会には別途聞くという意見のどちらの趣旨か。
- 委員： パブリックコメントを出す前に、要望を出している自治会に意見を聞く必要がある。要望を出している自治会は、回答を待っている。
- 議長： パブリックコメントに先立って、自治会に資料を提供することは可能か。

- 事務局： 今後の予定になるが、来週中に、各地区の計画を整理した資料を委員の皆様にお送りし、ご意見を頂き、議長に意見の集約をお願いした上で、パブリックコメントをかけさせて頂きたいと考えている。またパブリックコメントと同時に、要望を頂いている自治会には、資料をお送りし、パブリックコメント実施期間内で、各自治会からご意見を伺い、パブリックコメントで頂いたご意見とあわせて、最終案をご検討頂くということでどうか。
- 議長： その考えであれば、パブリックコメントとヒアリングを並行して実施するということになる。
- 事務局： 地元の方に情報をお渡しする必要があることは痛切に感じているということをお聞き頂きたいが、今の時期に事務局で計画検討した数字を出した時に、混乱を招く懸念もある。例えば、既に事業者が運行している地区も、今回の計画素案に含まれているが、そういった地区における収支を表に出すことができるかということもある。また、パブリックコメントは、生駒市全体の計画に対して市民の皆さんの意見をいただくことを目的としており、その次の個別の計画段階で、地元に入って、どういう案がいいのかを相談させて頂くことは必要と考えている。その際には細かい収支の話が必要であり、仮にその地区で運行している事業者がいれば、その事業者の意見を聞いた上で地元で提示していく。その様なプロセスを経た方が良いと考えている。
- 議長： 今のお話は地区毎の計画という話しであるが、先ほど委員が言われたのは、生駒市全体の計画に関しても、自治会からご意見を伺った方が良いのではないかというご意見である。
- 委員： 要望が出ている自治会の代表を協議会によんで、協議会の検討内容を理解して頂くだけでもよい。
- 委員： 協議会の傍聴は可能であり、要望を出している自治会の方に傍聴に来られる様、呼びかけをすればよいのではないか。また、意見の収集については、パブリックコメントと並行して意見を聞くということで可能だと考える。その中で、連携計画素案に対する意見があれば、自治会としての意見をまとめて、自治会の代表として参加している委員が協議会に伝えるということが良いのではないか。
- 事務局： 本日頂いたご意見を含めてパブリックコメント資料を整理し、年内に委員の皆さまに送付する。それに対してご意見を頂き、議長にとりまとめ頂いた資料をパブリックコメントにかけるというプロセスを考えているので、パブリックコメントにかける資料を自治会の皆様に見て頂く方が良いのではないかと考えている。
本日の資料は、本日の協議会でのご意見や今後頂くご意見を反映する前の資料であり、パブリックコメントにかける資料とは内容が異なる。
- 議長： 本日の議論の内容を資料2の発言要旨と対応方針の形でまとめて頂き、その資料と「本日の資料は変更する」という説明を添えて、本日の協議会資料を自治会にお配りする方法も考えられる。
- 委員： やはり自治会の意見をヒアリングして欲しい。
- 議長： パブリックコメントだけよりも自治会のご意見をお伺いした方がより良い。可能であれば、本日の資料と議事内容をまとめた資料を自治連合会長である委員にお渡しして、自治会の意見を聞いて来て頂くことでどうか。本来であれば、その意見を反映した資料をパブリックコメントにかけるのが良いが、時間的には厳しいという感じはする。

- 委員： 計画では優先順位が付くため、要望が出ている 16 自治会全てに早期に対応できる訳ではない。優先順位を検討する段階で、自治会にご意見を伺うことで、単に数字だけではなく、現状を十分踏まえた上で検討したということをお聞きいただき、ということもある。
- 議長： 協議会の資料を早い段階で自治会の方に見て頂き、少しでもご意見を頂けるように、本日の資料と本日の議事内容をまとめた資料に「資料は変更する」という説明を添えて自治会にお渡しするというのでいかがか。
- 事務局： 要望を頂いた自治会に、本日の資料と本日の議事内容をまとめた資料をお送りさせて頂き、事務局又は委員にご意見を頂くこととする。
- 議長： 自治会の意見収集については、概ねその方法でご了解頂いたと思うので、事務局は準備を進めて頂きたい。
- 委員： 資料 2 のフローチャートの中に記載されている、鉄道とバスの連携方策の検討については、資料 3 のどこに反映されているのか。
- 事務局： 本日の資料では漏れているが、鉄道とバスや乗合い交通の連携は大前提として考えている。生駒市の場合、通勤・通学その他、その他私用目的等でも、鉄道に乗り換えて行動している方がおり、計画案では必須の内容になってくるので、今後盛り込んでいく。
- 委員： 鉄道との連携についてきっちりと書かれていれば、既存バス路線の延長という話も出来るのではないと思うが、書かれていないとどこにどう話しをしていいのかわからないということになってくると思う。
- 事務局： 本日の資料は、サービスの提供方法に特化した資料になっており、ネットワーク論が不足しているため、最終案までには反映したいと思う。
- 委員： 6 ページの公共交通サービス提供のルールについてだが、ルールを決める際には、事前に事業者と調整をするということに記載して欲しい。事業者の立場としての意見もあるし、これまでの経験を踏まえてアドバイスも出来ると思う。また、道路を拡幅すればバスが通れるというようなことも出てくると思うが、道路網との関係も記載してはどうか。
- 議長： 道路をどうするか、駐車場をどうするかといった他分野との連携については、きちんと反映して頂きたい。
6 ページの図 1 についてだが、先ほどの説明の中では、運行費用を利用者が負担し、それで不足すれば市民が負担し、それでも不足すれば地域が負担すると説明されたが、必ずしもその順番で負担するのではなく、それぞれがどれぐらい負担すればよいかという話しであるため、説明を追記して頂きたい。
3 ページの②についてだが、公共交通サービスが必要な人数が少ない地区は対応しないということではなく、人数に応じたサービスを提供するという考え方が分かるように記載して頂きたい。
4 ページの①についてだが、何故 75 歳以上を対象にするのかという根拠が分かるように記載して頂きたい。
その他についても、考え方の基にある、あるいは表現の基にある考え方を整理しておいて頂きたい。
- 委員： 6 ページの費用負担に関連してだが、基本的に収益を上げないという考え方なのか。パブリックコメントで黒字が出たらどうするのかという質問が出ると思われるが、費用を下げるのか、プールしておくのか、その辺りはどのように考えているのか。

- 事務局： 市が関与してサービスを提供する場合は、民間の事業に委ねていては必要なサービスが提供できないということが大前提であり、民間の事業でうまくいく場合は、市が関与する必要がないと考えている。仮に公共交通サービスを提供した地区において、想定より利用者が多く、黒字になった場合は、民間の事業者にも委ねていくことも考えられる。
- 委員： 民間に委ねることができる程黒字が出ないまでも、微々たる黒字が出る場合は、市が関与する公共交通施策にプールするという考え方を持っておいた方が良いと思う。黒字イコール即民間に移行が可能かどうかというのは別問題である。
- 委員： 黒字になることは考えにくいので、ケーススタディも黒字の路線をあげない方が良いのではないかと。
- 委員： 市長が2地区にサービスを提供すると先に言っているが、協議会ではその方針がどこにも表れていない。そうすると黒字の地区は順番に公共交通サービスが提供されるという話に広がっていく。それに対する対応と方針を盛り込む必要がある。
- 事務局： 17 ページに採算の取れる路線は優先して整備すると書いているので、これについては再検討したい。
- 議長： 最初に申し上げたように、市民の方が要らぬ疑問を抱かないようにすることが重要である。事務局から改めて委員の皆さんに意見をお伺いする用紙を送っていただき、協議会后に気づかれたことや自治会から出てきた疑問をお知らせ頂ければ、パブリックコメントに反映していきたいと考える。
次に資料4について、事務局から説明して頂く。
- 事務局： <資料-4 説明（議事4）>
- 議長： 本日の資料は、考え方をまとめる段階までで、個別の地区の試算には至っていないが、12月24日頃を目処に資料を作成し、委員の皆さんのご意見を頂きたい。それをパブリックコメントに掲載する案に極力反映したいと考えている。但し、相反するような意見もあるかと思うが、どういう形で反映するかということを議論する時間が無いため、その部分については私にご一任頂きたいと思っている。あるいは、これは盛り込んでほしいという意見については、お知らせ頂ければ、なるべく反映したい。
また、パブリックコメントにかける資料については、「素案の段階である」ということは明記する。
- 委員： 先ほどの議論の中で、収支が黒字になるのはどうかという意見があったが、たけまる号は運賃100円で運行しているのに対し、運賃200円、150円で試算しているが、何故高いのかという意見が出るのではないかと。
- 事務局： 19ページの①～③に運賃の目安を書いているが、享受できるサービスに見合った対価を支払って頂くという考え方である。たけまる号が100円だからといって、これから提供する公共交通サービスも100円で提供すると財政がもたない、もしくは先行して提供する地区はいいが、後発で提供する段階では財源が無く提供することができないという事態が懸念されるため、今後については応分の負担を求めなければならないという意図で記載している。これについては、意図をご理解頂ける様に記載する。
- 議長： 今後提供する地区だけでなく、たけまる号も含めて検討する必要がある。
- 委員： ルールが出来た時点で、現行のコミュニティバスについても再検討するという事を書いておく必要がある。

- 事務局： 新しい基準ができてくるとこれまでの基準は不適合になる可能性がある。そういうことを市民の方にご理解を頂く必要がある。
- 委員： 税金の負担を多くして欲しいという意見と利用者の負担を増やして赤字を少なくして欲しいという2種類の意見が出てくると思う。
- 議長： 計画を立てていく上で、そういうことを精査して計画に反映していくということが分かるように記載して頂きたい。
- 委員： 公共交通サービスの向上は、交通という位置付けだけではなく、都市機能全体をグレードアップする大きな要素となる。付加価値として、市民だけではなく、遠来の人を生駒市に呼び寄せてさらに地域が活性化していく、産業的にも雇用的にもプラスになっていくという展望があるというコメントを付け加えてはどうか。
- 委員： バス路線をどうするかということの他にも、バスと鉄道の連携、バスに乗るためのライドアンドサイクルなどを含めて、他交通との連携についても記載して頂きたい。また、行政に頼ることなく、市民が自分達の努力でできる範囲があるということと、乗合交通には、随時運行を含めて、色々な手法がある中で、計画素案ではここまで絞り込んだということが分かるようにしてほしい。
- 議長： 幅広い考え方を柔軟に取り入れているという姿勢と資料に取り上げている案は典型的なものだが、色々な案も視野には入っているということを示して欲しい。
- 事務局： 本日のパブリックコメント資料は、これまでの作業の要約になっているが、市民の方に伝えなければいけないメッセージが他にも多くあるというご指摘だと思うので、パブリックコメントまでにどこまで反映できるかは分からないが、そういう要素を前書きや各章の主要な箇所などに記載したい。
- 委員： 今は、ルールを定めてこういう方向でやりましょうというベースを作っている段階だが、将来的公共交通サービスを検討するに当たっては、市が主導で進めるのか、地域コミュニティが主体となり、市が支援することも可能とするのか。
- 議長： 今のご意見は、資料には案の作り方は書いているが、計画の運用方法が書かれていないというご指摘ではないか。この計画が最終案なのか、これから見直していく計画なのか、あるいは見直していく時にどういうやり方で見直していこうと考えているのかということを加筆して欲しい。
- 委員： この協議会は、パブリックコメント資料を作って解散する協議会ではなく、2年任期で続いていく協議会である。将来的にも、市民の移動手段を考えていく組織であるということを書いておいた方が良いのではないか。
- 議長： 市の施策として、計画が実施されているかを監視する役割もあるのではないか。
- 事務局： 計画策定、計画実施段階での調整を担っていることは協議会の規約に書いている。
- 委員： 私達は規約を見ているが、市民の方がパブリックコメントや連携計画の策定で協議会は役割を終えるのではないかと心配される可能性もある。
- 議長： 議事5について、事務局から説明して頂く。
- 事務局： <資料-5 説明（議事5）>
- 議長： 地域公共交通活性化・再生法が施行され、地域公共交通活性化・再生総合事業が実施される際の国土交通省の考えとしては、地域に役に立ってもらえればそれでよい、国があーしろこーしろということは言わないということが大方針である。それでは、協議会はどういう責務を担っているのかということ、市民の役に立つ活動をしているかということである。つまり協議会を評価するのは、国ではなく市民であり、事後評価書というのは、市民の方に読んで頂くものであると考えている。

本日は盛りだくさんの内容を熱心にご議論頂いた。後で気づいた点や自治会からのご意見があれば、事務局に伝えて頂ければと思う。また、パブリックコメントの最終とりまとめについては、私にご一任頂いてよろしいか。

委員： 了解。

委員： 資料を見て感じたことであるが、補助金をもらって運行するのが公共交通であって、事業者が独自に運行しているものとは別だという、垣根があるように感じた。それは違うのではないか。

議長： 私の考えとしては、みんなで使うものは、誰がやっているかに関わらず、全て公共交通である。例えば、タクシー事業も公共交通である。公共交通全体があって、それを誰が担うのが一番良いのかという考え方で進めていくべきだと考えている。ご意見の様に垣根があるというのは協議会の本意ではないため、資料を確認頂き、そういうニュアンスがないかどうかをチェックして頂きたい。

委員： 広報にパブリックコメントのお知らせを出すということだが、広報が出るのが1月14日で、パブリックコメントの開始がその前の11日というのはなぜか。

事務局： 2月中に連携計画最終案を作るということを考えており、パブリックコメントを反映するためには、極力早めにパブリックコメントを実施したいと考えている。

議長： 委員の皆さんのお近くの方にもうすぐパブリックコメントが始まるということをお知らせ頂ければと思う。パブリックコメントが早いと感じておられるかもしれないが、パブリックコメントの後の作業の関係から、この期間で実施したいと考えている。

事務局： 次回の協議会については、2月中旬から下旬頃を目処に開催させて頂きたい。

委員： 了解。

以 上